

特定健康診査・特定保健指導に関するQ&A集

3. 特定健康診査等実施計画について

① 特定健康診査等実施計画

No	質問	回答
1	特定健診等実施計画の作成主体、如何。	保険者ごとに作成していただきたい。 ただし、国民健康保険においては市町村または広域連合ごとに作成する必要がある。
2	1 保険者は、特定健診等実施計画を作成することになっているが、この計画の様式等は別途定められているのか。 2 特定健診等実施計画を策定した場合、当該計画を公表するとあるが、公表とはどの程度のものを示すのか。 3 国への提出は必要か。	1 特定健康診査等基本指針において示した内容が盛り込まれていれば十分であり、計画の様式を示す予定はない。 2 ウェブサイトや広報誌への掲載など、計画の内容を加入者が把握できる方法を検討していただきたい。 3 国に提出する必要はなく、公表することとなっている。